

【報告】

札幌市内における博物館の現状と課題

The Present Situations and Problems of the Museums in Sapporo City

高井 寛*

Hiroshi TAKAI

Abstract

We are now in an era of life-long learning and in society of life-long learning, and learning activities are more animated. So, the importance of the museums which are institutions for life-long learning, has been increasing.

This paper intended to investigate the present situations and problems of museums in Sapporo City, and to solve the problems.

The present situations or the characters of museums in Sapporo City are that: ①Museums are established and managed for one of the sight-seeing resources. ②Public museums are administered by private groups. ③Many private museums are established. ④Many Country museums and “Tondenhei” museums are established. ⑤Museums are administered by town associations or private conservator groups.

The subjects which must be solved are that: ①Posting full-time curators and staffs to the museums. ②Study of administrative support for private museums. ③Complement of intelligent functions for high-intelligence society.

1. はじめに

(1) 調査研究の目的

生涯学習時代・生涯学習社会を迎えて、人々の学習活動は活発になるとともに、学習ニーズはますます多様化・高度化している。そして、住民の学習活動・文化活動を支援するための博物館や図書館等の社会教育施設・機関は、社会教育のためだけでなく、学校教育や個人の学習を支援するための施設・機関としても重要性が増し、生涯学習のための施設・機関へと変身することが求められるようになってきた。さらに、高度情報化社会を迎えて博物館は、「学校や地域社会との連携の推進」とともに「インターネットを利用したの情報提供の推進」も求められている⁽¹⁾。

* 道都大学

本研究では、社会教育施設・機関（生涯学習施設・機関）として重要性が高まっている博物館が札幌市内にどのように整備・設置され、住民の生涯学習の場・機会として利用できる状況にあるのか、現状を把握することを第一目標とした。次に、個々の博物館がどのような職員配置体制を採り、どのような事業を展開して、生涯学習社会における住民の学習ニーズ、社会的な要請・要望に対応しているのか（対応していこうとしているのか）、その状況を把握し、生涯学習時代における社会教育施設・機関（生涯学習施設・機関）としての博物館の現状を明らかにした。さらに、札幌市内の博物館の課題を明らかにするとともに、今後の在り方を探究することを目的とした。

(2) 調査研究の手順・方法

調査研究の手順・方法は、事前調査として、2007年6月から、まず既存の印刷資料（『全国博物館総覧』及び『北海道博物館園等資料集』）とともに、インターネット⁽²⁾を利用して、どのような博物館あるいは博物館的な施設があるのか情報を収集し、札幌市内の博物館の概要を把握した。そして、事前調査で確認できた博物館の現地調査と並行して、補足できていない博物館・展示施設等があるかどうかの聞き取り調査も行いながら、札幌市内における博物館（博物館的施設を含む）の設置状況を把握した。

この様にして所在が確認できた博物館及び博物館的施設を7～11月にわたって訪問し、学芸員及び職員の配置状況や事業の実施状況、展示資料の特徴、館の運営状況等に関して調査を行い、札幌市内における博物館の現状と今後の課題を明らかにした。なお、項目によっては、すでに調査研究済みの道内14支庁すべての博物館の状況との比較も試みた⁽³⁾。

2. 調査研究の対象とした博物館の定義

博物館の設置状況を把握するうえでの困難・問題点として、札幌市内に設置されている全ての博物館（及び博物館的施設）を網羅している資料が公開されていない（作成されていない）ことである⁽⁴⁾。とくに、私立（個人立）の小規模な博物館及び博物館的施設の所在をどのように補足・把握するか、という技術的な面がまず挙げられる。次に、博物館の設置状況等を把握するうえの問題点・困難性として、どのような施設・機関をもって「博物館」とするのか。つまり、博物館の定義・範疇を決定することにある⁽⁵⁾。

本研究では、まず、博物館とはどのような施設・機関として考えるべきなのか、博物館の定義について検討を加えた。定義付けにあたっては、博物館法や「国際博物館会議・イコム」(International Council of Museums・ICOM)の定義(新井重三1979, pp.37-40)などを参考にして、調査研究の対象とすべき施設・機関であるかどうか、つまり、博物館であるかどうかの要件をつぎのように決定した⁽⁶⁾。

(1) 教育的配慮の下に資料が展示されていること

調査対象の施設・機関が「博物館」であるかどうかを判断する基準として最も重要な要件は、

展示されている資料が、継続的な調査研究に基づき収集され、あるいは、収集後に調査研究されて、資料名の明示とともに説明文・解説文も付ける等、資料を媒介として何らかの学習ができる・情報の伝達ができるように工夫するなど、教育的配慮の下に資料展示されていることであろう。

なお博物館は、展示資料を通して見学者・利用者に何らかの情報伝達を行っている施設・機関で、教育・学習の場であるとともに、「見て楽しい」という娯楽施設（知的アミューズメント・パーク）的な性格も合わせ持っている。しかし、何らかの資料を見学できる施設・機関、あるいは情報を入手できる施設・機関であっても、説明文や解説文が無くただ資料を陳列してあるだけであったり、道路や観光情報等を提供するだけであったり、娯楽のためだけであるようなものは博物館とはいえないであろう。今回の調査では、「博物館」であるかどうかの判定要件として、資料の説明・解説がなされており、資料の展示が教育的配慮の下に行われているとともに、伝達される情報が「知的」好奇心を刺激する・満足させるものであること、を最も重要なものとした。つまり、学習機能や教育的な効果を発揮することを想定して、資料の展示あるいは情報の伝達を行うために設置されている施設・機関を「博物館」・「博物館的施設」とした。そして、単なる「資料陳列施設」、「情報伝達施設」、販売を目的とする「商品・製品展示施設」等は「博物館」としては扱わなかった。

なお博物館は、継続的な調査研究を行い、その成果に基づいた資料の収集・整理・保管・展示、教育普及活動を行う施設・機関であり、その役割を果たす（機能を発揮する）専門職員である学芸員が配置されていることが重要である。したがって、学芸員あるいは調査研究を担当する職員が配置されていない施設・機関は、本来在るべき姿の機能を発揮している博物館とはいえないであろう。しかし、今回の調査においては、専門職員・学芸員が配置されていない施設・機関でも、教育的配慮の下に資料が展示されている施設は「博物館」とした。

(2) 営利追求のために設置・運営されていないこと

博物館は、社会教育施設・機関として、営利を目的としない組織・団体（個人を含む）によって設置され、運営されていることも必要であろう⁷⁾。ただし、設置・運営は民間企業・営利企業等であっても、利潤追求を目的として設置されたのではない施設、あるいは利潤追求の手段として運営・利用されていないと判断した施設は「博物館」とした。

なお、博物館法（第23条）では「公立博物館は入館料を徴収してはならない（但し、やむを得ない事情のある場合は必要な対価を徴収することができる）」と規定されており、社会教育施設である公立博物館であっても入館料を徴収することが認められている。しかし、あまり高額な入館料を徴収している施設は「博物館」とはいえないであろう。

札幌市内の美術館では公立でも1,000円の入館料を徴収している館がある。公立博物館は入館料を徴収しないことが望まれるが、美術館の場合は館の維持管理のためにやむを得ない金額といえよう。また、私立博物館では、館の運営・維持のためにある程度入館料は徴収せざるを得な

いであろう。なお、札幌市内の博物館の入館料の徴収状況については、後述。

(3) 常設で、ある程度の施設規模と資料を備えていること

本調査研究において「博物館」としたのは、原則として、常設である程度の規模の建造物を有し、その施設内で資料を展示している施設・機関であること、あるいは、他施設に併設等の場合は、少なくとも、1室全部を博物館資料の展示に充てている施設・機関であること。そして、ある程度の数量の博物館資料を説明・解説付きで展示しているものを「博物館」とした。

なお、前述の「国際博物館会議」の定義では、自然保護地区や史跡等も博物館、あるいは博物館相当施設であると規定しているが、本調査研究においては、自然保護地区や史跡等は、常設の施設があり、かつ施設内で資料の展示・解説等の、ある程度教育活動・普及活動を行っているものだけを「博物館」として扱い、公園、史跡、天然記念物それ自体は今回の調査対象の「博物館」とはしなかった。

(4) 常時、一般に公開することを前提に設置・運営されていること

「博物館」は、常に一般に公開することを前提に設置・運営されていることが必要であろう。

そして、少なくとも年間100日以上開館していることが望ましい⁽⁸⁾。しかし、北海道は冬期かなりの降雪・積雪があるという地域性もあり、冬期は閉館して通年開館していない施設もある。今回の調査では、冬期には閉館する季節開館であっても、とにかく、一般公開することを前提に、最短でも半年間程度は開館されている施設・機関を「博物館」として扱った。

なお、学校によっては、空き教室等を活用して、郷土資料等を展示し、一般住民にも公開しているところもある。しかし、設置・運営の主目的は学校教育に活用するためのものであり、外部の者が見学する場合は、事前連絡が必要であったり、見学時間が制限されていたりするので、学校(大学を除く)が管理している施設は本調査研究対象の「博物館」とはしなかった。

(5) 博物館の区分(登録、相当施設、類似施設、館的施設)について

今回の調査研究で対象にした施設・機関は、まず第一に、博物館法の「博物館」の定義に該当する、「登録博物館」及び「博物館相当施設」である。つぎに、文部科学省の「社会教育調査」の対象となっている、「博物館類似施設」に該当する・相当する施設⁽⁹⁾を調査対象とした。さらに、ある程度の規模を有する常設の施設・機関で、教育的配慮の下に資料の展示が一般公開されており、非営利的な運営がなされているものも、今回の調査研究の対象とする「博物館(的施設)」として、博物館の範疇に入れた。なお、後述の博物館区分の「博物館的施設」とは、比較的施設規模が小さいものや展示資料が少ないもの、あるいは施設規模や展示資料数は「博物館類似施設」に相当するものであって、一般公開はしているものの、事前連絡が必要であったり、開館期間が短い等の施設・機関である。

3. 札幌市内における博物館設置状況

(1) 札幌市の概要⁽⁹⁾

北海道庁所在地である札幌市は、現在（2007年6月）人口180万人を越え、北海道の33.7%を占め、政治や経済・産業、文化の中心都市であるとともに、北海道観光の重要な拠点の一つともなっている。札幌市発展の歴史は、1869（明治2年）に開拓使が設置され、その後、北辺の警備とともに北海道の開拓を目的とした屯田兵が、1875年に琴似（現、西区琴似）、1876年に発寒（現、西区発寒）と山鼻（現、中央区）、1887年に新琴似（現、北区新琴似）、1889年に篠路（現、北区屯田）に入植するなど、急速に発展していった。一方、近隣町村との合併を繰り返し、人口及び行政面積も拡大し、1922（大正11）年には市制が施行され、さらに、1972（昭和47）年には7区からなる政令指定都市になった。その後分区を重ね、現在は10区となっている。

(2) 札幌市内博物館の概況

札幌市内で、前に述べた「博物館」（博物館法に基づく「登録博物館」および「博物館相当施設」、それに「博物館類似施設」および「博物館的施設」）の定義の範疇に入る施設・機関で、今回把握できたのは総数95館である。これらの「博物館」の施設名、設置者、運営・管理者、館種類、館区分、所在地等を表1-1及び表1-2に示したが、設置者、運営・管理者、館種類、館区分（登録等）、学芸員の配置状況、入館料等について説明を加える。

①設置者及び所管

市内の博物館を設置者別にみると、国立（独立行政法人立を含む）⁽¹⁰⁾10館、道立10館、市立35館、私立40館、計95館となっている。

国立博物館の、No.1～3は国土交通省北海道開発建設部、No.80は林野庁、No.81は農林水産省の所管である。道立博物館は、No.20～22が教育委員会の所管であるが、その他は首長部局の所管である。因みに、No.23、75、76は環境生活部生活局道民活動文化振興課、No.24は人事局法制文書課、No.25は保健福祉部福祉局福祉援護課、No.26は環境生活部総務課、No.27は生活局くらし安全課、の所管である。

札幌市では、文化財、文化施設・社会教育施設の多くは、首長部局の観光文化局文化部文化財課の所管となっており、市立博物館のうちNo.4～6、10、31、33、35、48、49、59、69の11館を所管している。また、文化部文化課はNo.32と34の2館を、同局スポーツ部がNo.37の1館を所管している。その他の部局としては、環境局みどりの推進部がNo.12、36、61、83、91、92の6館を、同局環境都市推進部がNo.62の1館を所管している。さらに、南区民センターがNo.8、市民まづくり局市民生活部アイヌ施策課がNo.9、南区土木センターがNo.13、交通局がNo.14、総務局行政部がNo.30、水道局がNo.38、建設局管理部がNo.60、北区篠路コミュニティセンターがNo.63、子ども未来局子ども育成部がNo.82平岸児童会館を、所管している。なお、教育委員会が所管しているのはNo.11、28、29、39、77の5館のみである。

私立博物館では、個人のコレクションを中心に、個人の責任・費用負担で公開展示している施

表1-1 札幌市内博物館一覧①

番号	施設名	設置	運営	種類	館区分	学芸員	所在地	電話
1	定山溪ダム資料館	国立	国	理工館	的		札幌市南区定山溪8区	011-598-2513
2	豊平峡ダムミュージアムひふみはなめ	国立	国	理工館	的		札幌市南区定山溪7区	011-598-2621
3	道路情報館	国立	国	理工館	的		札幌市南区豊滝424-1	011-595-5555
4	陸上自衛隊真駒内駐屯地史料館	国立	国	軍事館	的		札幌市南区真駒内17	011-581-3191
5	札幌芸術の森美術館	市立	財団	美術	相当	専任4	札幌市南区芸術の森2-75	011-591-0090
6	札幌芸術の森野外美術館	市立	財団	美術	類似		札幌市南区芸術の森2-75	011-592-5111
7	札幌芸術の森有島武郎旧邸	市立	財団	記念	館的		札幌市南区芸術の森2-75	011-592-4123
8	定山溪郷土博物館	市立	団体	郷土	館的		札幌市南区定山溪温泉東4-308	011-598-2609
9	札幌市アイヌ文化交流センター展示室	市立	市	民族	類似		札幌市南区黄金湯27	011-596-5961
10	釧路郷土資料館(旧黒岩家住宅)	市立	団体	郷土	館的		札幌市南区釧路1条2丁目4-15	011-596-2825
11	札幌市北方自然教育園学習館展示室	市立	教委	自然	類似		札幌市南区白川1814	011-596-3567
12	札幌市豊平川さけ科学館	市立	財団	水族	類似	専任1	札幌市南区真駒内公園2-1	011-582-7555
13	エドウィン・ダン記念館	市立	団体	記念	類似		札幌市南区真駒内泉町1-6	011-581-5064
14	札幌市交通資料館	市立	財団	産業	館的		札幌市南区真駒内東町1丁目	011-251-0822
15	小さな陶芸美術館	私立	個人	美術	館的		札幌市南区北の沢1744-27	011-572-9010
16	関口雄揮記念美術館	私立	企業	美術	類似	専任1	札幌市南区常磐3条1丁目7-9	011-593-5050
17	ノースサファリザッポロ	私立	個人	動物	館的		札幌市南区豊滝469-1	011-596-5300
18	サン・ダイアル	私立	個人	美術	館的		札幌市南区石山1039-5	011-591-1683
19	北大北方生物園フィールド科学センター植物園	国立	大学	植物	相当	専任3	札幌市中央区北3条西8丁目	011-221-0066
20	北海道立近代美術館	道立	教委	美術	登録	専任12	札幌市中央区北1条西17丁目	011-644-6881
21	北海道立三岸好太郎美術館	道立	教委	美術	登録	専任2	札幌市中央区北2条西15丁目	011-644-8901
22	北海道立文学館	道立	財団	文学	登録	専任1	札幌市中央区中島公園1-4	011-511-7655
23	北海道の歴史ギャラリー	道立	教委	歴史	館的		札幌市中央区北3条西6丁目	011-898-0456
24	北海道立文書館展示室	道立	教委	歴史	館的		札幌市中央区北3条西6丁目	011-231-4111
25	樺太関係資料館	道立	道	北方	館的		札幌市中央区北3条西6丁目	011-231-4111
26	北海道立アイヌ総合センター資料展示室	道立	社団	民族	館的	兼任1	札幌市中央区北2条西7丁目かでの27	011-221-0462
27	北海道立消費者センター展示室	道立	財団	産業	館的		札幌市中央区北3条西7丁目道庁別館	011-221-0110
28	札幌市資料館	市立	企業	郷土	類似		札幌市中央区大通西13丁目	011-251-0731
29	札幌市天文台	市立	財団	理工	館的		札幌市中央区南11条西4丁目	011-511-9624
30	札幌市文化資料室札幌の歴史展示室	市立	市	郷土	館的		札幌市中央区南8条西2丁目	011-521-0205
31	本郷新記念札幌彫刻美術館	市立	財団	美術	登録	専任1	札幌市中央区宮の森4条12丁目	011-642-5709
32	札幌市博物館活動センター	市立	市	自然	類似	専任3	札幌市中央区北1条西9丁目	011-200-5002
33	札幌市埋蔵文化財センター	市立	市	歴史	類似	専任8	札幌市中央区南22条西13丁目	011-512-5430
34	札幌市写真ライブラリー	市立	財団	美術	館的		札幌市中央区北2条東4丁目ザッポロファクトリー	011-207-4444
35	旧札幌農学校演武場時計台	市立	財団	歴史	類似		札幌市中央区北1条西2丁目	011-231-0838
36	札幌円山動物園	市立	市	動物	相当		札幌市中央区宮ヶ丘3-1	011-621-1426
37	札幌ウィンタースポーツミュージアム	市立	財団	記念	類似	専任1	札幌市中央区宮の森1274	011-631-2000
38	札幌市水道記念館	市立	市	産業	館的		札幌市中央区伏見4丁目6-17	011-561-8928
39	遠友夜学校記念室	市立	財団	記念	館的		札幌市中央区南4条東4丁目	011-241-8439
40	山鼻屯田資料室	私立	財団	屯田	館的		札幌市中央区南14条西9丁目	011-512-5020
41	エリエールスクエア札幌渡辺淳一文学館	私立	企業	文学	類似		札幌市中央区南12条西6丁目	011-551-1282
42	千歳鶴酒ミュージアム	私立	企業	産業	館的		札幌市中央区南3条東5丁目1	011-221-7570
43	札幌マイセン美術館	私立	企業	美術	類似		札幌市中央区北2条東4丁目ザッポロファクトリー	011-222-1919
44	開拓使麦酒醸造所・見学館	私立	企業	産業	館的		札幌市中央区北2条東4丁目ザッポロファクトリー	011-207-5000
45	札幌グランドホテルメモリアルライブラリー	私立	企業	歴史	館的		札幌市中央区北1条西4丁目	011-261-3311
46	本田明二ギャラリー	私立	団体	美術	館的		札幌市中央区南15条西13丁目1-34	011-530-3050
47	奥井理ギャラリー	私立	個人	美術	類似		札幌市中央区旭ヶ丘5丁目6-61	011-521-3540

表1-2 札幌市内博物館一覧②

番号	施設名	設置	運営	種類	館区分	学芸員	所在地	電話
48	札幌市手稲記念館資料展示室	市立	団体	郷土館	的		札幌市西区西町南21丁目3-10	011-661-1017
49	琴似屯田兵村兵屋跡	市立	市	屯田館	的		札幌市西区琴似2条5丁目	011-621-1988
50	地図と鉱石の山の手博物館	私立	個人	理工類	兼任1		札幌市西区山の手7条8丁目6-1	011-623-3321
51	琴似屯田兵屋	私立	団体	屯田館	的		札幌市西区琴似1条7丁目 琴似神社	011-621-5544
52	琴似屯田歴史館資料室	私立	団体	屯田館	的		札幌市西区琴似2条7丁目1-10	011-614-8245
53	北政館パン博物館	私立	企業	産業館	的		札幌市西区山の手6条1丁目3-30	011-615-2121
54	レトロ・スペース坂	私立	企業	歴史館	的		札幌市西区二十四軒3条7丁目3-22	011-632-5656
55	三戸部記念館	私立	個人	郷土館	的		札幌市西区発寒6条7丁目1-10	011-664-1894
56	インヤチョコレートファクトリー	私立	企業	産業類			札幌市西区宮の沢2条2丁目11-36	011-666-1481
57	北海道大学総合博物館	国立	大学	総合類	兼任9		札幌市北区北10条西8丁目	011-706-2658
58	北海道大学第二農場建造物群モデル・バルーン	国立	大学	歴史館	的		札幌市北区北19条西7丁目	011-716-2111
59	新琴似屯田兵中隊本部	市立	団体	屯田館	的		札幌市北区新琴似3条3丁目1-8	011-761-4205
60	札幌市下水道科学館	市立	市	理工館	的		札幌市北区麻生街8丁目	011-717-0046
61	百合が原緑のセンター温室	市立	財団	植物館	的		札幌市北区百合が原公園210	011-772-3511
62	札幌市環境プラザ	市立	財団	理工館	的		札幌市北区北8条西3丁目	011-728-1667
63	篠路コミュニティセンター展示コーナー	市立	市	郷土館	的		札幌市北区篠路3条8丁目1-1	011-771-3700
64	弥永北海道博物館	私立	個人	総合類	的		札幌市北区19条西4丁目	011-716-1358
65	屯田郷土資料館	私立	団体	屯田館	的		札幌市北区屯田5条6丁目3-21	011-772-1811
66	太平会館資料室	私立	団体	郷土館	的		札幌市北区太平8条2丁目	011-771-2682
67	篠路烈々布郷土資料館	私立	団体	郷土館	的		札幌市北区篠路太平194-1 烈々布会館	011-771-2509
68	陸上自衛隊丘珠駐屯地資料館北翔館	国立	国	軍事館	的		札幌市東区丘珠町161	011-781-8321
69	札幌村郷土記念館	市立	団体	郷土類	的		札幌市東区北13条東16丁目	011-782-2294
70	サッポロビール博物館	私立	企業	産業類			札幌市東区北7条東9丁目	011-731-4368
71	雪印乳業史料館	私立	企業	産業館	的		札幌市東区苗穂町6丁目1-1	011-704-2329
72	北海道鉄道技術館	私立	企業	産業館	的		札幌市東区北5条東13丁目	011-721-6624
73	広島・長崎原爆資料展示館	私立	団体	記念館	的		札幌市白石区平大通13条北6丁目7	011-866-9545
74	カメラ館	私立	個人	歴史館	的		札幌市白石区平大通2丁目南1丁目6	011-863-2325
75	北海道開拓記念館	道立	道	総合類	兼任22		札幌市厚別区厚別町小野幌53-2	011-898-0456
76	北海道開拓の村	道立	財団	歴史	相当	兼任4	札幌市厚別区厚別町小野幌50-1	011-898-2692
77	札幌市青少年科学館	市立	財団	理工	登録	兼任3	札幌市厚別区厚別中央1条5丁目2-20	011-892-5001
78	サンビアザ水族館	私立	財団	水族	登録	兼任2	札幌市厚別区厚別中央2条5丁目7-5	011-890-2455
79	大山由之記念館	私立	個人	美術館	的		札幌市厚別区もみじ台西7丁目11-10	011-897-6513
80	森林総合研究所北海道支所標本館	国立	財団	産業類			札幌市豊平区羊ヶ丘7番地	011-851-4131
81	北海道農業研究センター陳列館	国立	国	産業館	的		札幌市豊平区羊ヶ丘1番地	011-851-9141
82	平岸郷土史料館	市立	財団	郷土館	的		札幌市豊平区平岸3条9丁目15-22	011-812-2493
83	札幌市緑化植物園緑のセンター	市立	財団	植物館	的		札幌市豊平区豊平5条13丁目1-1	011-811-6568
84	つきさっふ郷土資料館	私立	団体	郷土館	的		札幌市豊平区月寒東2条2丁目	011-854-6430
85	福住開拓記念館	私立	団体	郷土館	的		札幌市豊平区福住1条4丁目13-17	011-855-6615
86	さっぽろ雪まつり資料館	私立	社団	記念館	的		札幌市豊平区羊ヶ丘1番地	011-851-3090
87	北武記念絵画館	私立	企業	美術館	兼任1		札幌市豊平区旭町1丁目1-36	011-822-0306
88	漢方資料館草木庵	私立	企業	産業館	的		札幌市豊平区平岸2条5丁目2-4	011-831-6222
89	岡本佳子の小さな美術館	私立	個人	美術館	的		札幌市豊平区福住3条7丁目9-1	011-852-3708
90	札幌大学埋蔵文化財展示室	私立	大学	歴史館	兼任1		札幌市豊平区西岡3条7丁目3-1	011-852-0215
91	札幌市緑化植物園分園岡樹芸センター	市立	財団	植物館	的		札幌市清田区平岡4条3丁目1-1	011-883-2891
92	札幌市ふれあいの森森林資料室	市立	組合	自然館	的		札幌市清田区有明386	011-883-8931
93	あしりべつ郷土館	私立	団体	郷土類	的		札幌市清田区清田1条2丁目5-35	011-885-0869
94	札幌国際大学博物館	私立	大学	歴史類	的		札幌市清田区清田4条1丁目4-1	011-881-8844
95	アジア少数民族文化センター	私立	個人	民族館	的		札幌市清田区北野3条1丁目1-33	011-884-6323

設（No.15、18、46、47、54、55、64、74、79、89、95）や、企業が自社の歴史や関連する産業の歴史等を展示している施設（No.42～45、53、56¹⁰⁾、70～72）が多い。ただし、No.16や41、87、88は、企業の業務・本業とは直接関係はないが、資料・コレクションを一般公開して、文化・芸術面で社会貢献するために設置・運営されている。また、郷土の歴史や先祖（屯田兵）の歴史を後世に継承するために、自治会・町内会等の組織・団体が設置・運営の費用を負担している施設（No.40、51、52、65～67、84、85、93）も多い。とくに、No.40「山鼻屯田資料室」は、山鼻屯田兵村に入植した屯田兵の子孫が設立した「財団法人 山鼻記念館保存資産」が設置した施設（山鼻記念館）を利用して資料室を開設している。なお、私立であっても、展示している施設は市立区民センター等の、公立の施設を利用している施設（No.52、65、84、85、93）がある。

②運営・管理者

博物館の運営・管理は、設置者が行うのが一般的であるが、設置者と運営・管理者が異なる施設もある。とくに、2003年から「指定管理者制度」の施行によって、公立施設の管理を民間に委託することができるようになり、公立博物館においても管理・運営を民間団体・企業に委託するようになってきている。

「国立」のNo.80は、館の運営・管理を財団法人林業科学技術振興会に委託している。「道立」では、No.22が財団法人北海道文学館、No.26が社団法人北海道ウタリ協会、No.27が社団法人北海道消費者協会、No.76が財団法人北海道開拓の村に、委託している。

市立博物館35館の管理運営は、No.9やNo.11など10館は、札幌市あるいは市教育委員会が行っているが、25館は指定管理者等に委託している。因みに、No.5～7と31、34は財団法人札幌市芸術文化財団、No.12と61、83、91は財団法人札幌市公園緑化協会、No.14は財団法人札幌市交通事業振興公社、No.29と77は財団法人札幌市生涯学習財団、No.35は社団法人札幌市友会、No.39と62、82は財団法人札幌市青少年女性活動協会が、管理運営している。なお、「市立」で運営欄が「団体」となっているNo.8、10、13等は、地元のボランティアや町内会によって組織されている「運営委員会」や「保存会」等が管理運営している。

③館種類（展示資料による分類）

博物館の種類で最も多いのは、「美術」と「郷土」で各15館である。以下順に、「産業」が13館、「理工」8館、「屯田」と「記念」が各6館、「植物」が4館、「総合」と「民族」が各3館などとなっている。

なお、館種区分の「郷土」とは、収集・展示資料の対象が特定の地域・郷土（旧町村等）内に限定されている博物館のことである。また、「屯田」とは、明治初期に入植して札幌の発展に大いに寄与した屯田兵に関する資料を中心に収集・展示している博物館である。そして「記念」とは、特定の（歴史的）事柄・人物等に限定した資料を展示している施設であるが、「美術」と「文学」以外のものである。

④博物館法等による区分（登録博物館・博物館相当施設・博物館類似施設・博物館的施設）

まず、博物館法第2条（及び第二章）に規定されている「博物館」として登録されている施設・

機関（「登録博物館」）は6館、博物館法第29条に規定されている「博物館に相当する施設」として届け出されている博物館（「物館相当施設」）は4館である。

また、博物館法上の規定では「博物館」とはされていないが、博物館と同様な機能を発揮している、「博物館類似施設」（「類似」）に該当する施設・機関は25館である。また、「博物館的施設」（「館的」）とは、「博物館類似施設」よりも施設規模が小さかったり、展示資料が少ない、あるいは、博物館資料は充実しているが、事前の予約・連絡が必要とされる等の状況にあるもので、60館確認できた。

なお、「北大 植物園」は、以前は「植物園」と「博物館」がそれぞれ「相当施設」の指定を受けていたが、組織改編にともない「北大 植物園」に一元化され、再申請したが書類不備で、現在は正式には指定を受けていない。しかし、再々申請で認められる予定なので「相当」とした。また、北海道の中央博物館的な機能を発揮している道立「北海道開拓記念館」は、教育委員会の所管では無いので現在は登録博物館としては登録できないし、「相当施設」としても申請していないので、「類似」博物館とした。

⑤学芸員の配置

博物館には、調査研究に基づいた資料の収集・保存・展示、教育普及活動、各種事業の企画・実施等を担当する、専門職員である学芸員の配置は必須のものである。しかし、札幌市内の博物館で専任の学芸員が勤務している館は、「登録」博物館の6館と「博物館相当施設」の3館、「類似」博物館の8館、計17館だけである。また、兼任・兼務の学芸員が勤務しているのは、「類似」のNo.50と「館的」博物館のNo.26と90の3館である。

なお、No.57「北大総合博物館」は博物館専任の教員9名を研究者・学芸員とした。また、No.37「札幌ウインタースポーツミュージアム」は学芸員職の発令は出ていないが、学芸員資格所有を条件に採用しており、実質的に学芸員の仕事をしているので「専任学芸員が勤務」とした。

⑥入館料

入館料については表1に記していないが、国公立の博物館で入館料を徴収している館は次の通りである。国立のNo.19植物園が400円（大人料金。以下同じ）、道立のNo.20と21の美術館が450円、No.22文学館が400円、No.75開拓記念館が450円、No.76開拓の村が830円である。市立では、No.5の美術館は企画展の内容によって料金が異なり、今年度は500～1,000円である。No.6野外美術館が600円、No.9アイヌ文化交流センターが200円、No.31彫刻美術館が300円、No.35時計台が200円、No.36動物園とNo.37ウインタースポーツミュージアムが600円、No.61温室が130円、No.77青少年科学館が700円である。公立博物館は入館料を徴収しないことが望まれるが、これらの館の入館料は、館の維持管理のためにやむを得ない金額といえよう。

私立博物館も、社会教育施設・機関として、無料か低額の入館料であることが望まれるが、次の館が入館料を徴収している。No.16美術館とNo.17動物園が1,000円、No.41文学館が300円、No.43美術館が1,200円、No.50山の手博物館とNo.53パン博物館が200円、No.56チョコレートファクトリーが600円、No.64弥永博物館が500円、No.78水族館が900円、No.87絵画館が300円である。私立博物館

では、館の運営・維持のために入館料を徴収せざるを得ないので、妥当な金額であるので、今回の調査対象の「博物館」として扱った。なお、公・私立ともに、美術館や動物園・水族館は入館料が高めに設定されている。

(3) 札幌市内区別設置状況

博物館は、社会教育法第9条に「社会教育のための機関とする」と規定されているように、来館者のためだけでなく、地域住民や地域社会に学習の場・機会を提供する社会教育施設・機関である。最近では、知的興味・知的探究心を刺激し、満足させ、楽しみを提供する施設・機関、さらに、観光資源としての役割も求められるとともに、生涯学習時代・生涯学習社会を迎えて、博物館は社会教育施設としてだけでなく、学校教育の授業にも利用されるなど、生涯学習のための施設・機関としてますます重要性が増している。

このような生涯学習のための施設・機関（博物館）は、できるだけ学習者・利用者の身近なところに設置されていることが望ましい。そして、博物館の設置・整備は、国や都道府県・市町村等の公的機関だけではなく、個人や民間機関等による博物館の設置・整備も望まれるところである。とはいえ、地域住民に最も身近な行政単位である市町村は、「住民の学習環境を整備する」という責務を負っている。そして、「住民の学習の場・機会の提供・整備」を行うという見地から考えると、政令指定都市である札幌市の場合、各区が少なくとも1館は、専門職員である学芸員を配置した博物館を設置・運営することが求められているといえよう¹⁰⁾。

なお、表2に市内区別の設置状況を示したが、手稲区には1館も設置されていない（確認できなかった）が、道庁舎及び市庁舎がある中央区には29館設置されており、区によって偏重がみられる。

表2 札幌市内区別博物館整備状況一覧

区名	国立	道立	市立	私立	館数計	備考
南区	□□□□		◎○○○○○ □□□□	○□□□	18	
中央区	◎	●●●□ □□□□	●◎○○○○○ ○□□□□□	○○○□□ □□□	29	
西区			□□	○○□□□ □□	9	私立「琴似屯田歴史館」の建設構想がある
北区	○□		□□□□□	○□□□	11	
東区	□		○	○□□	5	
白石区				□□	2	
厚別区		◎○	●	●□	5	
豊平区	○□		□□	○□□□□ □□	11	
清田区			□□	○○□	5	
手稲区					0	
計	10	10	35	40	95	

凡例：●登録博物館 ◎博物館相当施設 ○博物館類似施設 □博物館的施設

4. 博物館の調査研究、教育・普及活動等の状況

博物館の重要な役割・機能の一つである教育・普及活動は、継続的な調査研究に基づいた、資料の収集・整理・保存および展示、さらに、各種事業の実施を通して行われる。札幌市内の博物館において、どのような調査研究、教育普及活動等が実施されているのか、その概略と、それを支援する職員体制や館の開館期間等を表3-1及び表3-2に示した。

(1) 調査研究及び紀要・研究報告書の発行

調査研究は、博物館資料の収集・保管、展示・普及活動の基礎となるもので、博物館にとっては不可欠な活動であるが、専任学芸員が配置されている博物館において実施されている。美術館では、調査研究に基づいた企画展・特別展が開催され、図録も発行されている。その他、No.12さけ科学館では、稚魚の放流・回帰状況の調査研究等を、No.57北大総合博物館では、専任の教員・館員に加えて兼任の教員・館員でテーマ毎に調査研究を行い、企画展の開催とともにテーマ毎に研究報告を纏めている。また、No.75開拓記念館では専任の学芸員が22名もおり、人文科学及び自然科学の両分野に渡って調査研究が行われ、企画展・特別展が開催されている。

紀要及び研究報告書に関しては、道立美術館は道内の道立美術館が合同で発行している。また、No.22文学館は2年に1回の発行である。なお、表3に記していないが、No.12さけ科学館も紀要を発行しているが、ウェブサイトでの発表で印刷物は発行していない。

(2) 年報及び機関誌等の発行

①年報・館報及び機関誌・広報誌の発行

調査研究の成果を纏めた論文は掲載していないが、教育普及事業や調査研究活動等、館の活動内容を纏めて毎年発行しているのは、No.19北大植物園、No.36円山動物園等である。なお、No.5芸術の森美術館やNo.34写真ライブラリー等の、財団法人札幌市芸術文化財団が運営している館は、財団が一括して「事業年報」として発行している⁽⁴⁾。

教育普及事業や館の活動をPRする機関誌・広報誌を定期的に発行しているのは、No.19北大植物園（年6回）、No.20道立近代美術館（年6回）、No.22道立文学館（年4回）、No.30文化資料室（年2回）、No.77青少年科学館（年12回）等である。

②図録及び展示品・収蔵品の目録・ガイドの発行

美術館や文学館では、ほとんどの館において企画展・特別展の図録を発行している。No.19、20、21、31、43、75、では資料目録・収蔵品目録を発行している。また、No.32、69、75、76等では館の案内・ガイドブックを作成している。さらに、No.33埋蔵文化財センターやNo.90札幌大学展示室では、遺跡発掘や埋蔵文化財に関する調査報告書を発行している。

表3-1 札幌市内博物館職員配置及び教育普及活動等一覧①

番号	施設名	職員配置状況	学芸員	館長	開館期間	情報化	企画展・特別展、事業、出版物等
1	定山溪ダム資料館				5～11月		
2	豊平峽ダムミュージアム ひふみみはなめ				4～11月		
3	道路情報館				通年開館	専用HP	
4	陸上自衛隊 真駒内駐屯地史料館				事前連絡	紹介DB	
5	札幌芸術の森美術館	専任7	専任4	専任	通年開館	専用HP	企画展・特別展、ギャラリートツアー、図録発行
6	札幌芸術の森 野外美術館				4～11月	専用HP	ボランティアによる解説
7	札幌芸術の森 有島武郎旧邸	専任1			通年開館	専用HP	
8	定山溪郷土博物館				5～10月		
9	札幌市アイヌ文化交流センター 展示室	専任2臨時5			通年開館	紹介HP	
10	釧路郷土資料館(旧黒岩家住宅)				通年開館		
11	札幌市北方自然教育園 学習館展示室	嘱託2臨時4			通年開館		自然体験学習会
12	札幌市豊平川さけ科学館	専任4臨時2	専任1	兼任	通年開館	専用HP	季節展示、土曜体験会、鮭稚魚放流、館報発行
13	エドウィン・ダン記念館	臨時1		兼任	通年開館		コンサート・お茶会開催、記念誌発行
14	札幌市交通資料館				5～9月	紹介HP	
15	小さな陶芸美術館				事前連絡		
16	関口雄揮記念美術館	専任2	専任1		通年開館	専用HP	企画展開催、展示図録発行
17	ノースサファリサッポロ	専任14			通年開館	専用HP	
18	サン・ダイヤル				通年開館	専用HP	
19	北大北方生物園フィールド 科学センター植物園	専任12非常5	専任3	兼任	4～11月	専用HP	紀要・年報・植物園だより・資料目録発行
20	北海道立近代美術館	専任34非常1	専任12	非常	通年開館	専用HP	企画展・特別展、美術講演会、紀要・図録発行
21	北海道立三岸好太郎美術館	専任4	専任2	非常	通年開館	専用HP	特別展・所蔵品展、土曜セミナー、紀要・図録
22	北海道立文学館	専任6派遣3	専任1	非常	通年開館	専用HP	企画展、連続朗読会、紀要・図録・機関発行
23	北海道の歴史ギャラリー				通年開館		
24	北海道立文書館展示室				通年開館	紹介HP	
25	樺太関係資料館				通年開館	紹介HP	
26	北海道立アイヌ総合センター資料展示室	兼任1	兼任1		通年開館		アイヌ刺繍・組紐製作講習会等
27	北海道立消費者センター展示室				通年開館	紹介HP	
28	札幌市資料館				通年開館	専用HP	
29	札幌市天文台	派遣1			通年開館		夜間公開、星の望遠会開催
30	札幌市文化資料室 札幌の歴史展示室	兼任1非常6			通年開館	専用HP	古文書教室等開催、資料室ニュース発行
31	本郷新記念札幌彫刻美術館	専任3	専任1	専任	通年開館	専用HP	企画展、本郷新賞コンテスト、年報・図録発行
32	札幌市博物館活動センター	専任3非常1	専任3		通年開館	専用HP	企画展、体験学習会、博物館講座等開催
33	札幌市埋蔵文化財センター	専任10	専任8	専任	通年開館		発掘調査報告書
34	札幌市写真ライブラリー	嘱託1			通年開館	専用HP	企画展・特別展開催
35	旧札幌農学校演武場 時計台	専任7			通年開館	専用HP	企画展・特別展開催
36	札幌円山動物園	専任40		専任	通年開館	専用HP	夏休特別展、一日飼育係、事業報告書、たより
37	札幌ウィンタースポーツミュージアム	専任17	専任1	専任	通年開館	専用HP	特別展、各種イベント、研究報告書、機関誌
38	札幌市水道記念館	臨時8		専任	4～11月	専用HP	
39	遠友夜学校記念室				通年開館		
40	山鼻屯田資料室				通年開館		
41	エリエールスクエア札幌 渡辺淳一文学館	専任3		非常	通年開館	専用HP	企画展、コンサート、講演会等開催
42	千歳鶴酒ミュージアム				通年開館	紹介HP	
43	札幌マイセン美術館	専任11		専任	通年開館	専用HP	絵付け教室等開催
44	開拓使麦酒醸造所・見学館				通年開館		
45	札幌グランドホテル メモリアルライブラリー				通年開館	紹介HP	
46	本田明二ギャラリー				通年開館	専用HP	
47	奥井 理ギャラリー				通年開館	専用HP	

表3-2 札幌市内博物館職員配置及び教育普及活動等一覧②

番号	施設名	職員配置状況	学芸員	館長	開館期間	情報化	企画展・特別展、事業、出版物等
48	札幌市手稲記念館資料展示室				通年開館	紹介HP	
49	琴似屯田兵村兵屋跡	嘱託1			通年開館		
50	地図と鉱石の山の手博物館	兼任2	兼任1	兼任	通年開館	専用HP	ミュージアムサロン、自然を巡る会等
51	琴似屯田兵屋				4～11月		
52	琴似屯田歴史館資料室				通年開館		西南戦争展、屯田兵制度・歴史の研究
53	北欧館パン博物館				通年土日		
54	レトロ・スペース坂				通年開館	専用HP	
55	三戸部記念館				通年開館		
56	イシヤチョコレートファクトリー				通年開館		
57	北海道大学総合博物館	専任9兼任67	専任9	兼任	通年開館	専用HP	企画展、市民セミナー、シンポジウム等開催
58	北海道大学第二農場建造物群 モデル・バルーン				4～11月		
59	新琴似屯田兵中隊本部				4～11月	紹介HP	
60	札幌市下水道科学館	嘱託1			通年開館	専用HP	
61	百合が原緑のセンター 温室				通年開館	紹介HP	ダリア展・秋の洋ラン展、機関誌発行
62	札幌市環境プラザ	専任5			通年開館	専用HP	
63	篠路コミュニティセンター展示コーナー				通年開館		
64	弥永北海道博物館				通年開館	紹介HP	「北海道の貨幣」「箱館通宝鋳造の顛末」発行
65	屯田郷土資料館				通年開館	紹介HP	
66	太平会館資料室				事前連絡		
67	篠路烈々布郷土資料館				事前連絡		
68	陸上自衛隊丘珠駐屯地資料館 北翔館				事前連絡	紹介HP	
69	札幌村郷土記念館	臨時1		非常	通年開館	紹介HP	「大友亀太郎物語」「郷土記念館案内」発行
70	サッポロビール博物館	専任2派遣18		専任	通年開館	専用HP	
71	雪印乳業史料館	専任5		専任	通年開館	専用HP	
72	北海道鉄道技術館				2・4土	専用HP	(通年で第2と4土曜日のみ開館)
73	広島・長崎原爆資料展示館				通年開館		被爆者協会の会員が体験を語る
74	カメラ横館				通年土日		
75	北海道開拓記念館	専任31	専任22	専任	通年開館	専用HP	特別展・体験講座開催、紀要・資料目録等発行
76	北海道開拓の村	専任11	専任4	非常	通年開館	専用HP	特別展・企画展、体験事業、要覧・機関誌発行
77	札幌市青少年科学館	専任33	専任3	専任	通年開館	専用HP	企画展、日曜実験室、移動科学関、館ニュース発行
78	サンピアザ水族館	専任5臨時9	専任2	非常	通年開館	専用HP	一日飼育係体験、飼育教室等開催
79	大山由之記念館				4～10月	紹介DB	
80	森林総合研究所北海道支所 標本館	臨時1			4～10月	紹介HP	
81	北海道農業研究センター 陳列館				事前連絡	紹介HP	
82	平岸郷土史料館				通年開館	紹介HP	
83	札幌市緑化植物園 緑のセンター	専任2臨時20			通年開館	紹介HP	特別展、講演会、相談センター設置
84	つきさつぶ郷土資料館				4～12月	紹介HP	つきさつぶの歴史(略年表)発行
85	福住開拓記念館				通年開館		
86	さっぽろ雪まつり資料館	専任1臨時2			通年開館		年中無休
87	北武記念絵画館	専任1	専任1		通年開館		企画展・特別展開催
88	漢方資料館 草木庵			非常	事前連絡	専用HP	
89	岡本佳子の小さな美術館				通年開館	紹介HP	
90	札幌大学埋蔵文化財展示室	臨時1	兼任1	兼任	通年開館	専用HP	普及講座開催、調査報告書等発行
91	札幌市緑化植物園分園 平岡樹芸センター	専任1			通年開館	紹介HP	庭木・庭づくり相談会開催
92	札幌市ふれあいの森 森林資料室	専任1			4～11月	紹介HP	自然観察会、木工教室開催
93	あしりべつ郷土館				通年開館	紹介HP	
94	札幌国際大学博物館				通年開館		
95	アジア少数民族文化センター				通年開館	専用HP	

(3) 各種事業の実施状況

①特別展・企画展の開催

専任の学芸員や専任の職員が配置されている館では、公立、私立にかかわらずほとんどの館で常設展示の他に特別展や企画展を定期的・継続的に開催している。しかし、学芸員や職員が勤務していない館では、特別展や企画展を開催出来ないことを示しているといえよう。

②講演会・講座及び観察会・体験教室等の開催

講演会・講座は、美術館や文学館等の人文科学系の博物館を中心に定期的・継続的に実施されているが、観察会や体験教室等の教育普及活動は、自然科学分野を有する、No.11、12、32、50、75、77、78、92等の博物館を中心に実施されている。ただし、専任の学芸員や専任の職員が配置されていない館では、これらの事業は実施されていない。

(4) ボランティアの活躍

生涯学習時代・生涯学習社会を迎えて、社会教育の分野においても、ボランティア活動の重要性が指摘されている⁽¹⁵⁾。そして、ボランティアが活躍している博物館は全国的に増加してきている。日本博物館協会が実施した実態調査においては、ボランティア制度を導入している（ボランティアを受け入れている）博物館は、全国平均で30.0%を占めており、前回調査（1997年実施は14.2%）の2倍以上増加している。因みに、「国立」は38.6%、「都道府県立」は52.7%、「市立」は36.6%である⁽¹⁶⁾。

札幌市内の、「国立」では、No.57北大総合博物館がボランティアを活用しており、植物・昆虫・地学標本の作成や化石クリーニング、展示解説等を行っている。「道立」では、No.20近代美術館とNo.21三岸好太郎美術館、No.76開拓の村、の3館でボランティアが活躍している。道立美術館では、アルテピア（社団法人北海道美術館協力会）会員が、各種事業の協力やミュージアムショップの経営等を手伝っている。「開拓の村」では、解説案内や展示（実演）活動、ガイドツアー等を担当している。「市立」では、No.6 野外美術館が作品の解説を、No.12さけ科学館では展示解説や鮭の飼育、資料整理等を、No.31彫刻美術館では館内業務の手伝い、No.36円山動物園では事業の手伝い等をボランティアが行っている。

札幌市内の博物館におけるボランティア受入率は、「国立」10.0%、「道立」30.0%、「市立」11.4%で、全国平均よりかなり低い。ただし、No.8 定山溪博物館、No.10 簾舞資料館、No.13 エドウィン・ダン記念館、No.59 屯田兵中隊本部、No.69 札幌村記念館は市立であるが、管理運営は地元住民が組織している「運営委員会」や「町内会」、「保存会」等が行っており、実質的にはボランティア活動に頼るところが大きい。この5館を加えると「市立」のボランティアの受入率は25.7%になる。なお「私立」では、企業が自社のPR等の為に設置・運営している館以外は、ボランティアで設置・運営されているといえよう。

(5) 「博物館友の会」の設置

博物館活動を支援・後援する、任意加盟の「博物館友の会」や「協力会」などの団体・制度を組織・導入しているのは、No.21三岸好太郎美術館となNo.22道立文学館、No.36円山動物園の3館だけである。札幌市内の「博物館友の会」の設置率は3.1%で、日本博物館協会が2004年9月に実施した博物館総合調査における全国平均の23.5%よりかなり低い状況にある¹⁷⁾。

(6) 館長及び職員の配置

①館長の配置

施設の管理運営に重要な役割を果たす館長及び職員のうち、まず館長の配置状況を見ると、公立博物館で館長を専任で任命しているのは、「道立」ではNo.75開拓記念館の1館、「市立」ではNo.5、31、33、36、37、38、77の7館だけである。非常勤の館長が任命されているのは、「道立」のNo.20、21、22、76の4館、「市立」のNo.69の1館である。また、兼任の館長が任命されているのは、「市立」のNo.12と13の2館である。なお、表3の「館長」欄が空白の館は、明確に館長が定められていないか、今回の調査では把握できなかった施設であるが、多くの場合、実質的にも名目的・形式的にも館長は配置されていないと考えられる。

札幌市内では、公立の「登録博物館」であっても専任の館長が勤務していない館もある。全ての館に専任の館長が配属されることが望ましいであろう。

②職員の配置

館長及び学芸員以外の職員が専任で配置されているのは、表3に示したように、国公立では専任学芸員が配置されている館では専任職員も配置されており、各種事業を実施している。一方、専任をはじめ兼任、臨時職員が全くいない館では、普及活動・各種事業は実施していない（実施出来ない）ことが分かる。

(7) 開館・閉館期間等

冬期にかなりの積雪がある北海道という地域的特性から冬期は休館とするところがある。これは、除雪費用が掛かることと、来館者も減少するので、館の運営・管理上は止むを得ない対応といえよう。札幌市内の95博物館のうち、通年開館（定期休館日はある）しているのは81館、季節開館・冬期閉館するのが14館である。なお、通年開館といっても、土・日曜のみ開館している施設が2館、第2と第4土曜日のみ開館する施設が1館ある。

休館日としては、通年開館している場合は、年末年始と月曜日及び祝日の翌日を指定している館が多い。しかし、夏期に観光客が多数訪れる地域の観光資源としての役割を考慮すると、7～8月は無休にするなどの配慮も必要であろう。

(8) 情報化対応（ホームページの開設）

高度情報化社会を迎えて、博物館もインターネット上にホームページを開設して博物館情報を

適宜発進していくとともに電子メールで、館外（国内各地及び外国）からの問い合わせに答えていくことも必要な時代になってきた⁽⁸⁾。

表3の「情報化」欄に「専用HP」と記しているのは、施設・館が独自に専用のホームページを開設して適宜、情報・内容を更新しているものである。「紹介HP」と記しているのは、館が独自に、あるいは関連組織がホームページを開設しているが情報・内容をほとんど更新していないものである。「紹介DB」と記しているのは、関連する組織・機関が館の存在を紹介するために基本的なデータを紹介しているものである。

このように、札幌市内の博物館の多くは情報化社会に対応して、ホームページで館の情報を発信している。今後は、現在はホームページを開設していない館も、情報化社会に対応していくために、ホームページを開設し、適宜、情報更新をていくことが求められよう。

5. 札幌市内博物館の特徴

札幌市は、前述のように、1869年に開拓使が置かれ、最初の屯田兵も現在の西区に入植するなど、北海道開拓の中心地として発展してきた。現在でも北海道の政治、経済・産業、文化の中心地であるとともに、観光の重要な拠点ともなっている。札幌市内の博物館も、このような歴史や社会背景のなかで設置運営されおり、次の5項目を特徴として挙げる事ができた。

(1) 観光資源として設置・運営されている

札幌市は、北海道最大の都市として、また、本州方面からの観光客の空の玄関口である千歳空港を近くに擁し、夏期でも比較的涼しいこともあり、とくに夏期は観光客が多数訪問する。また、札幌市は道内では歴史も古く、多くの史跡や文化財も残っており、観光資源として活用されている。そして、これらの文化財、文化施設、博物館を含む社会教育施設の多くは、前に述べたように、教育委員会ではなく首長部局の観光文化局文化部の所管となっている。

札幌市では、文化財、文化施設等を観光資源として有効に活用していこうという狙いもあると考えられるが、博物館は「社会教育のための機関である」ということを忘れずに設置・運営していくことが必要であろう。なお、博物館は観光資源として活用されている一方で、観光客が多い夏期でも定期的に休館している市立博物館もある。夏期は無休にするなどの館の運営上の工夫も必要であろう。

(2) 公立博物館の管理運営の民間委託

札幌市は、「指定管理者」制度が施行される前から、市立の児童館や多くの社会教育施設・機関等の管理運営を第三セクターである財団法人に委託していたが、制度施行後は、さらに多くの施設・機関を財団法人等に委託している。因みに、市立博物館35館の内、管理運営を財団法人等に委託しているのは25館、道立博物館は10館の内4館、国立博物館は10館の内1館である。

指定管理者制度を導入して、公立の施設・機関の管理運営を民間に委託する主目的は、経費の

削減・自治体予算の節約にあり、委託費も年々削減される傾向にある。管理運営を受託している財団等では、給与の削減や職員定数の削減等の、主に人件費の節約で対応しているが、職員の減少という状況を招いている施設・機関もでている。博物館においても、給与の削減や職員数の減少によって、職員の勤労意欲が低下したり、専門職員・学芸員の廃止・減少等を招いて、博物館の機能を十分に発揮できなくなる状況が生じる危険性を内包している。

(3) 私立博物館の設置

私立博物館は、札幌市内の博物館95館のうち40館で、全体の42.1%を占めている。道内他地域と比較しても、私立博物館の設置率は最も高い⁽⁹⁾。

このように、私立の博物館が多く設置されている理由としては、No.40山鼻屯田資料室やNo.66太平会館、No.67烈々布会館のように、住民自身で会館を設立し、資料館も開設するなど、施設を設置できる経済的基盤がしっかりしていることに加えて、郷土の歴史や文化を後世に伝えていこうという、札幌市民の文化・文化財に対する興味・関心が強いからである、といえよう。

(4) 「郷土資料館」及び「屯田兵資料館」の設立

札幌市は、近隣の多くの町村との合併を繰り返して大きくなったこともあり、旧町村民がそれぞれの郷土の歴史を後世に伝えるために、それぞれの郷土資料館を設立し、現在でも管理運営している地域が多い。札幌はまた、北海道初の屯田兵が1875年に琴似（現在：西区琴似）に入植し、その後も数回にわたり現在の札幌市内に入植した。屯田兵は札幌の発展にとって大いに貢献したが、その子孫はまだ札幌市内に居住しており、屯田兵の子孫を中心に、屯田兵に関する資料を展示する資料館も6館、設置運営されている。

(5) 「町内会」・「保存会」等住民が管理運営

前項で述べた、私立の郷土資料館や屯田兵資料館等は、当然ながら、住民等が組織している「町内会」や「保存会」等が管理運営している。さらに、No.8定山溪博物館やNo.10簾舞資料館、No.68札幌村郷土記念館のように、市立の博物館であっても、施設の管理運営は、地元住民を中心メンバーとして組織されている、それぞれの館の「運営委員会」等の組織・団体によって行われている館もあり、私立だけではなく、市立博物館の管理運営にも住民が参加している。

6. 札幌市内博物館の今後の課題

札幌市内の博物館は、社会教育のための施設・機関としてだけでなく、多くの館が観光資源としても機能することが期待されている。しかし、博物館本来の機能を発揮するためには、専門職員である学芸員が配置されていることが必要であろう。しかし、公立の博物館であっても、学芸員がまったく配置されていない館がある。一方、市内では私立博物館の設置も積極的に進められるとともに、公立の博物館の管理運営にも住民が参加している。しかし、多くの組織・団体で

メンバーの高齢化が進み、メンバーの減少、活動の停滞がみられるところもみられるようになってきている。このような私立博物館に対して、行政がどのように支援していくことができるのか、検討を進める必要がある。さらに、博物館によっては、ホームページを開設して、適宜館の情報を発信しているところもあるが、館によってはほとんど情報発信を行っていないところもある。今後は、全ての館が高度情報化社会に対応した取組をさらに進めていくことが求められる。

(1) 専任学芸員及び専任職員の配置

博物館は単なる施設（建築物）ではなく、専門職員である学芸員を中心として、常設展示に加え、調査研究活動、企画展・特別展の開催、各種講座の開講等の教育普及活動を行うことによって、博物館本来の機能が発揮されるのである。つまり博物館は、学芸員や職員が職務を遂行する事によってはじめて、社会教育のための機関、そして生涯学習のための機関として機能するのであるから、全ての博物館に学芸員や職員を配置していくことが望まれる。

(2) 私立博物館に対する札幌市・行政の支援の検討

札幌市内には、住民が組織して、博物館の管理運営を行う「博物館運営委員会」や「館保存会」の活躍がみられる。しかし、多くの組織・団体において、新規入会者の減少に伴い、メンバーが高齢化し、会員が減少している。その結果、館の管理運営や事業の実施に支障を来す恐れもでてきている。また、資料の保存、展示等については、札幌市・行政に相談して適切な助言をして欲しいとの要望もある。

現在、多くの私立の郷土博物館及び屯田資料館は、区民センター等の施設を無料で使用しており、実質的に家賃料は札幌市から補助をうけている。なお、館によっては、市からの運営費の補助等を望んでいるが、補助金を交付することは不可能であろう。しかし、保存・展示資料の歴史的価値の調査研究や、所蔵品目録の作成等で協力することは可能であろう。また、保存、展示等に関する相談は、文化財課や博物館活動センターに相談すれば適切な助言を得られるにもかかわらず、現状では、どこに相談すればいいのか不明な状況にある。札幌市としては、私立博物館に対しても、積極的に、館の運営管理等についても相談に応じることをもっとPRしていくことが必要であろう。

(3) 高度情報化社会に対応したインテリジェント機能の充実

現代日本は高度情報化社会を迎えており、公立、私立にかかわらず、博物館等の施設・機関もパソコン通信・インターネットを利用したり、マルチメディア化に対応するなど、インテリジェント化を進めていくことが期待されている。

このような高度情報化社会においては、博物館資料のデータベース化・デジタル化を進め、インターネットのホームページを開設して、何処からでも博物館情報を閲覧したり検索できるよう

にしていく必要があろう。なお、札幌市内の博物館では既に館独自のホームページを開設して適宜内容を更新している館もあるが、データ更新がされていない館もある。今後は、全ての博物館が館独自のホームページを開設し、適宜データ更新することが望まれる。さらには、メールマガジンで博物館情報を定期的に発信していくことや電子メールで情報の相互通信が行えるようにすることも望まれる。

おわりに

なお、最後になりましたが、札幌市文化財課及び博物館の職員の方々には、業務多忙中にもかかわらず、本調査に協力していただいたことに感謝いたします。

注

- (1) 平成15年6月6日 文部科学省告示第113号「公立博物館の設置及び運営上の望ましい基準」第6条「情報の提供」及び第7条「学校、家庭及び地域社会との連携」。
- (2) 札幌市文化財課「文化財を見に行こう」<http://www.city.sapporo.jp/shimin/bunkazai/bunkazai/nae.html> (2007年7月検索)、札幌市博物館活動センター「市内の博物館リンク集」<http://www.city.sapporo.jp/museum/museum.html> (2007年7月検索)、北海道「北海道文化資源DB」<http://www.pref.hokkaidou.jp/kseikatu/ks-bsbsk/bunkashigen/list/b003.html> (2007年7月検索)を参考にした。
- (3) 札幌市内の博物館を除く、道内の博物館の状況については道内14支庁全て調査済で、高井寛2007「渡島支庁管内における博物館の現状と課題－北海道内博物館調査研究シリーズ⑭－」道都大学紀要共通教育部創刊号にて発表。
- (4) 日本博物館協会編『全国博物館総覧』は適宜データの更新を行っているが、掲載されていない博物館・施設もあり、全ての博物館が掲載されているわけではない。また、廣瀬隆人『北海道博物館園等資料集』も全ての博物館を網羅しているわけではなく、さらにデータとしては古くなり、すでに閉館・閉鎖された施設や、資料発行後に新設された博物館も、当然ながら掲載されていないなど、札幌市内のすべての博物館を網羅した資料は作成されていない。なお、訪問調査の過程で、「札幌市博物館活動センター」が、独自に札幌市内の博物館・文化施設・展示施設の設置状況を調査した未公開の資料を作成していることが確認できたが、筆者が補足した施設の全ては網羅されていなかった。(一方、筆者が補足していなかった施設も若干掲載されていた。)
- (5) 博物館研究者によって博物館の定義・範疇に多少の違いがあるように、廣瀬隆人『北海道博物館園等資料集』においては、公開されている全ての展示施設の所在を明らかにしたものである。対象とした施設(博物館の範疇に入れた施設)は、一般の博物館、郷土資料館、水族館、植物園、美術館、のほか、樹木園、ビジターセンター、標本室、学校郷土資料室、天文台、天体観測室、プラネタリウム、交通・鉄道記念館、森林学習展示館、常設展示のギャラリー、文

-
- 化財施設（旧家、寺社、屯田兵屋等）、公園や遊園地にある小動物園や鹿園、昆虫の家、さらに公開展示している個人コレクションなどである。すなわち廣瀬は、「疑わしきは『博物館』ということにした。」（「北海道の博物館」北海道博物館協会ニュース第49号、1995.1.5）ので、本調査研究の対象とした「博物館」には該当しない施設も掲載されており、本調査研究で対象とした博物館と廣瀬が調対象とした博物館の定義は若干異なっている。
- (6) 日本の「博物館法第2条」では、資料を収集、保管、展示し、教育的配慮の下に公開している施設・機関を博物館としているが、「国際博物館会議」の博物館の定義では、日本で一般的に考えられている博物館に加えて、史跡や自然保護地区等も博物館の範疇に入れるなど、日本の博物館法による博物館の範疇よりかなり広範囲に博物館を捉えている。なお、博物館の定義に関しては、すでに拙稿（1993「網走支庁管内における博物館の現状と課題」『道都大学紀要 教養部』第12号 道都大学 pp.69-76）で検討している。
- (7) 前述のイコムの博物館の定義においても、博物館は「営利的を目的としない機関」とされている。
- (8) 博物館法第12条では、登録博物館は「1年を通じて150日以上開館すること」と規定しているが、博物館法施行規則第19条では、博物館に相当する施設は「1年を通じて100日以上開館すること」と規定されている。
- (9) 文部科学省が3年毎に実施している「社会教育調査」では、「登録博物館」と「博物館相当施設」以外で、「博物館と同種の事業を行う施設」で建物がおおよそ132㎡以上の延床面積を有する施設等、を「博物館類似施設」として「博物館」調査の対象にしている。
- (10) 「札幌市の概要」に関しては、札幌市編発行 2007『札幌市政概要平成18年度版』と「札幌統計情報」ホームページ版（<http://www.city.sapporo.jp/toukei/gaikyo/03.html>、2007年9月21日検索）と寺林伸明 1985「屯田兵略年表」『屯田兵 さっぽろ文庫33』（札幌市教育委員会編発行）を参考とした。
- (11) 「国立」として設立された施設・機関で、その後、独立行政法人立に移行したものの、現在も実質的に国の予算で維持・運営されている場合は、「国立」とした。
- (12) 今回の調査期間中は、運営母体の企業が操業中止の状態、展示施設も閉館されていたが、電話で確認したところ、2008年春には再開するとのことなので、以前に訪問調査した資料を基に、私立博物館としてデータを記した。
- (13) 2003年に告示された「公立博物館の設置及び運営上の望ましい基準」第2条2項では、「市町村は、その規模及び能力に応じて、単独で又は他の市町村と共同して、博物館を設置するよう努めるものとする。」としているが、札幌市の場合は、各区が博物館を設置・運営することが望まれるであろう。
- (14) なお、No.31本郷新記念札幌彫刻美術館は、2007年4月に財団法人立から市立に代わり、指定管理者として財団法人札幌市芸術文化財団が管理・運営している。
- (15) 平成4年7月に出された、生涯学習審議会の答申「今後の社会の動向に対応する生涯学習の

振興方策について」において、ボランティア活動が重要であるとの指摘がなされた。また、その後平成8年4月に出された、生涯学習審議会の答申「生涯学習機会の充実方策について」では、社会教育施設等でボランティアの受入れをすることが望まれると指摘している。さらに、平成10年9月に出された生涯学習審議会の答申「社会の変化に対応した今後の社会教育行政の在り方について」でも、今後の社会教育行政としては民間の諸活動との連携（ボランティアの受入れ等）を進めていくことが重要であると提言している。

- (16) 財団法人「日本博物館協会」が文化庁の委嘱を受けて「博物館総合調査」を平成16年9月に実施し、「友の会」の設置状況やボランティア制度の導入等について調査している。(財団法人「日本博物館協会」編・発行『博物館総合調査報告書』、2005、pp.76-77)
- (17) 前掲『博物館総合調査報告書』p.74
- (18) 前掲「公立博物館の設置及び運営上の望ましい基準」の第6条「情報の提供」では、「事業の内容、資料等についてインターネットその他の高度情報通信ネットワークの活用等の方法により、情報の提供を行うこと。」とされた。
- (19) 道内14支庁の中で、最も私立博物館の設置率が高かったのは後志支庁で40%、次に高いのは胆振支庁の35%であった。(前掲「渡島支庁管内における博物館の現状と課題」pp.14-15)

引用参考文献

- 新井重三 1979「博物館とその役割」古賀・徳川・樋口編『博物館学講座1 博物館総論』雄山閣出版 pp.37-40、
- 廣瀬隆人 1995『北海道博物館園等資料集』、
- 日本博物館協会編 1981『全国博物館総覧』ぎょうせい、

その他参考文献

- 北海道博物館協会編 1991『増補改定版 北海道博物館ガイド』北海道新聞社、
- 松田忠徳 1999『北海道おもしろ博物館』中西出版、